

令和2年1月31日
特別区長会
東京都市長会
東京都町村会
大崎市
東京都
宮城県

宮城県大崎市の災害廃棄物の都内での受入について

この度、昨年10月の台風19号に伴う風水害により甚大な被害のあった宮城県大崎市の災害廃棄物について、被災自治体及び受入自治体となる6者で処理に関する協定を締結し、都内での処理を行うこととなりましたのでお知らせします。

記

1 宮城県災害廃棄物の都内での広域処理に関する協定締結者

特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、大崎市、東京都及び宮城県

2 協定概要

○宮城県大崎市の稲わら等災害廃棄物の都内清掃工場における処理

○処理量 約4,000トン

○協定期間 令和2年1月31日から令和2年12月31日まで

その他、詳細については、別紙協定書のとおり

3 受入施設

区部及び多摩地域に所在する清掃工場

4 今後の予定

○搬出開始 2月4日(火) (宮城県大崎市仮置場)

○搬入開始 2月6日(木) (東京二十三区清掃一部事務組合 新江東清掃工場)

※多摩地域の清掃工場については、3月以降に受入開始

【問合せ先】

東京都環境局資源循環推進部計画課

電話：03-5388-3593 (直通)

輸送イメージ

宮城県

大崎市

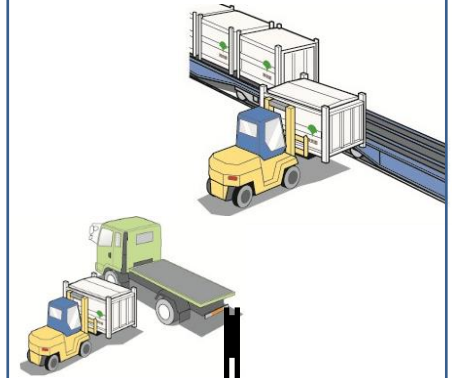
仮置場等
コンテナ積込エリア



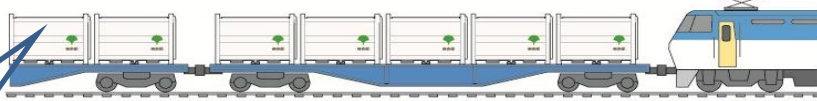
コンテナ運搬車 (大型)



仙台貨物ターミナル駅



川崎市から借用
したコンテナ18基を
活用



鉄道輸送

東京都

区部 清掃工場



多摩地域 清掃工場



※3月以降受入開始

コンテナ運搬車 (小型)



隅田川駅

